

盛岡市宿泊税に係るQ & A

令和8年3月

盛岡市

目次

1 宿泊税について	P 1～3
Q1 宿泊税とは、どのような税金ですか。	
Q2 税額の設定について教えてください。	
Q3 税率や課税条件が変更されることはないのですか。	
Q4 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	
Q5 なぜ宿泊税を導入するのですか。	
Q6 なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	
Q7 宿泊税条例の施行時期はいつですか。条例の施行日より前に予約を行っていただいた場合も、宿泊税は課税されますか。	
Q8 宿泊税と入湯税では課税免除対象者が異なるが、宿泊者にはどのように説明すればよいでしょうか。	
Q9 入湯税と宿泊税の課税免除の違いについて教えてください。	
Q10 入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。	
Q11 今後、県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。	
Q12 宿泊税の用途について公表はされますか。	
2 宿泊について	P 4～11
Q1 課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。	
Q2 キャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。	
Q3 「宿泊日」の定義について教えてください。	
Q4 令和8年9月30日から課税開始日の令和8年10月1月にかけての宿泊の場合、宿泊税は課税されるのでしょうか。	
Q5 課税開始日の令和8年10月1日以降の宿泊について、予約は9月中に行っていました。この場合、宿泊税は課税されますか。	
Q6 事前に宿泊契約をした上で、午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）、宿泊税は課税されますか。	
Q7 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取り扱いを教えてください。	
Q8 客室を日帰りで利用する（いわゆるデユース）場合の取り扱いを教えてください。	
Q9 マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。	

Q10 幼児や子供にも、宿泊税は課税されますか。

Q11 自社向けの研修施設ですが、宿泊税の課税対象となりますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。

Q12 キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、これらも宿泊税の対象となりますか。また、料金は1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たりの宿泊税は課税されますか。

Q13 キャンプ場の場合、形式上は1棟の金額で宿泊料金を徴収していますが、乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

Q14 農村民泊を行っています。地域活性化のために旅館業法の許可を受けて、宿泊体験料ということで、宿泊者から宿泊料金をとっています。この場合でも、宿泊税の課税対象となりますか。

Q15 保護犬の世話をする非営利団体ですが、犬連れの宿泊施設を併設しています。宿泊者には、保護経費の賛同金として説明し、低廉な宿泊料を支払ってもらっていますが、宿泊税の課税対象となりますか。

Q16 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。

Q17 従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。

Q18 ペットの宿泊は、宿泊税の課税対象となりますか。

Q19 ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりますか。

Q20 事務所として客室を利用する場合、宿泊税は課税されますか。

Q21 長期滞在（2～3ヶ月）の場合も課税されますか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合についても教えてください。

Q22 食事代や会議室の利用に係る料金も宿泊料金の一部として取り扱っていますが、この場合も宿泊税は課税されますか。

Q23 企画旅行や手配旅行は、宿泊税の課税対象となりますか。

Q24 1人当たりの料金が不明な場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。

Q25 宿泊料金の割引・優待等があった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。

Q26 自治体を実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。

Q27 連泊割引が適用される場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。

Q28 領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。

Q29 当社の業界では、お客様が施設へ宿泊された際、駐車場で料金を精算するというシステムが採用されています。料金の名称及び料金の計上は駐車料金となりますが、宿泊施設は事業者側で用意しています。この場合の取り扱いはどのようになりますか。

Q30 実際の宿泊を伴わない場合における、宿泊税の取り扱いについて教えてください。

Q31 サブスクリプション方式における、宿泊税の取り扱いについて教えてください。

Q32 2人で予約し、宿泊税を事前に徴収しましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は、宿泊税を返金しますか。

Q33 旅行会社添乗員の宿泊料金が規約により無料となる場合、宿泊税は課税されますか。

Q34 未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しています。この場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。

Q35 シーツ代金のみ徴収している場合も、宿泊税が課税されますか。

Q36 グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料となりますが、会員プログラムを運営する本部から一定額が償還されます。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。

Q37 他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊しますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求します。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能ですか。

Q38 客室を会議室やオフィスとして利用する場合があります、料金の明細は「会議使用料」となっています。寝具は置いてあり、使用できる状態です。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。

Q39 宿泊施設が発行した無料宿泊券を利用する場合の取り扱いを教えてください。

Q40 宿泊券等を発行する際に宿泊税相当額を含めてよいですか。

Q41 修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は宿泊税の課税対象となりますか。

Q42 いわゆる違法民泊についても、宿泊税は課税されますか。

Q43 外国大使の宿泊は宿泊税の課税対象となりますか。		
3 宿泊税の実務について		
(1) 登録等について	P12~13
Q1 新たに宿泊事業を始めることを検討していますが、何か届出は必要ですか。		
Q2 「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。		
Q3 代表者や施設名称の変更など、「宿泊税特別徴収義務者申告書」の申告事項に変更があった場合に必要な手続きを教えてください。		
Q4 宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。		
Q5 宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。		
Q6 複数の宿泊施設を経営しています。「宿泊税特別徴収義務者申告書」はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。		
(2) 申告納入等について	P13~16
Q1 毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。		
Q2 月をまたいだ宿泊の場合、それぞれの月で申告納入を行うこととなりますか。		
Q3 「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」は毎月送られてくるのですか。		
Q4 営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。		
Q5 営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税もありませんでした。この場合も「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。		
Q6 申告納入の特例について教えてください。		
Q7 「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った税額を記載したため、正しい税額よりも過大に納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。		
Q8 宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合、ペナルティなどはあるのでしょうか。		
Q9 「宿泊税月計表」の課税対象外の記載方法を教えてください。宿泊料無料の方は記載する必要があるのでしょうか。		

- Q10 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのでしょうか。
- Q11 郵便等を利用して「宿泊税納入申告書」を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
- Q12 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。
- Q13 電子申告と電子納税は可能ですか。
- Q14 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。
- Q15 宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金
に1~3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのです
か。

(3) 徴収等について

.....

P17~20

- Q1 宿泊税の徴収方法はどのように行うのですか。
- Q2 ネット予約、無人化施設等における徴収方法はどのように行うのです
か。
- Q3 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に
手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が
負担するのですか。
- Q4 宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますか。
- Q5 旅行業者は、宿泊時の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から
宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
- Q6 宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応したらよいのですか。
- Q7 宿泊税の導入について、旅行業者や宿泊者に周知されていないと、徴収
するときにトラブルが発生するおそれがあるが、どのように周知を行う予定
ですか。
- Q8 合宿場を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿
泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金を
いただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要
があるのでしょうか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴
収となるのでしょうか。
- Q9 宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段
階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。
- Q10 事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要
ですか。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場
合でも宿泊税の返金は必要ですか。
- Q11 宿泊料金を宿泊者以外の代理の方（第三者）が支払った場合、宿泊税は
誰から徴収すればよいのでしょうか。

- Q12 宿泊者（納税義務者）や宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納めない、どうなりますか。罰則はありますか。
- Q13 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
- Q14 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はありますか。
- Q15 宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。
- Q16 宿泊税の特別徴収にあたって、既存のシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度はありますか。
- Q17 同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。
- Q18 予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。

(4) 領収書について

..... P20~21

- Q1 領収書に宿泊税の表示をしないといけませんか。
- Q2 領収書に貼る収入印紙は、宿泊税を含めた額に対してとなるのですか。
- Q3 手引き等に掲載されている領収書は単なる例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。
- Q4 仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数の4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。
- Q5 4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4泊分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には1人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。
- Q6 宿泊料金等（宿泊税以外）分の領収書、宿泊税分のみの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。
- Q7 会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。
- Q8 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

4 その他

..... P22~25

- Q1 宿泊税の課税は消費税との二重課税にならないですか。
- Q2 県が導入した場合は二重課税にならないですか。
- Q3 宿泊税は売りに上げに含まれますか。

- Q4 売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月、それとも入金された月の翌月となるのですか。
- Q5 宿泊税について、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。
- Q6 宿泊者から令和8年10月1日の宿泊税施行日以降の宿泊代を既にいただいておりますが、宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのですか。
- Q7 宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊業者への対応はどうするのですか。
- Q8 事務が増える宿泊事業者に対する具体的な支援に何がありますか。
- Q9 宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。
- Q10 宿泊者の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。
- Q11 宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成する必要はありますか。
- Q12 OTA等サイト掲載の例文は市から示されるのですか。また、宿泊税の周知はいつから行えばよいのですか。
- Q13 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するときに見えるような広報物がありますか。
- Q14 広報物にはどのような種類がありますか。

1 宿泊税について

Q1	宿泊税とは、どのような税金ですか。
A1	<p>宿泊税とは、市内のホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められる法定外目的税です。</p> <p>法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために、道府県または市町村が課することができる税です。（地方税法第4条、第5条、第731条）</p>
Q2	税額の設定について教えてください。
A2	<p>宿泊者1人1泊につき、一律200円に設定しています。</p> <p>これは、簡素で分かりやすい制度設計及び税負担の公平性の観点などから「一律定額制」としたもので、宿泊活用事業の規模や観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感及び先行自治体の導入状況を踏まえて設定しました。</p>
Q3	税率や課税条件が変更されることはないのですか。
A3	<p>税率等については、盛岡市宿泊税条例で規定しています。</p> <p>なお、本条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。また、その後においても5年ごとに同様の検討を行うこととしています。</p>
Q4	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。
A4	<p>特別徴収義務者となる方は、盛岡市内で営業を行う旅館業又は住宅宿泊事業の経営者（旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出をした方）です。</p> <p>ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定できる場合がありますので、詳しくは市民税課にご相談ください。</p> <p>特別徴収義務者に行っていただくのは、宿泊者から宿泊税を徴収して、盛岡市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載や保存などを行っていただく必要があります。</p>
Q5	なぜ宿泊税を導入するのですか。
A5	<p>全国的な人口減少に伴い、地域の経済活動の縮小が懸念される中、波及効果の裾野が広く地域経済の活性化に貢献すると考えられる「観光振興」の重要性が高まっています。そのため、旅行やビジネスを目的とした来訪者（宿泊者）の受入環境の整備や、観光資源を磨き上げ、情報発信の充実により、さらなる来訪者（宿泊者）の増加を図る施策に要する経費に充てるための安定的な財源として導入するものです。</p>

	<p>来訪者（宿泊者）の増加を図ることで、新たなサービスを提供してまちの魅力を向上し続ける好循環の形成を目指します。</p>
Q6	<p>なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。</p>
A6	<p>観光産業は、本市の成長を支える重要な産業であり、これまでも取り組んできましたが、さらに多くの観光客を呼び込むには、受入環境の整備など課題も多く、財源の必要性が高まっています。</p> <p>観光振興の財源を求める対象については、応益負担の考え方にに基づき、来訪者（宿泊者）に対して一定の負担を求めることが適当であると考えており、来訪者（宿泊者）が盛岡市を訪れた際の宿泊や公共交通機関の利用、飲食など、さまざまな観光活動のうち、宿泊行為以外は、市民等の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であること、また宿泊行為が最も滞在時間を要することなどから、宿泊行為に対して課税しています。</p>
Q7	<p>宿泊税条例の施行時期はいつですか。条例の施行日より前に予約を行っていた場合も、宿泊税は課税されますか。</p>
A7	<p>宿泊税条例の施行時期については、令和8年10月1日を予定しています。</p> <p>条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日（令和8年10月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。（例：令和8年9月30日の宿泊分については課税されません。）</p>
Q8	<p>宿泊税と入湯税では課税免除対象者が異なるが、宿泊者にはどのように説明すればよいでしょうか。</p>
A8	<p>入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対する課税であり、一般に認められる要件に基づき課税免除を設けています。乳児、幼児及び小学生の児童や修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者（修学旅行生や中体連、高体連の学生等）は、課税免除となります。</p> <p>宿泊税は、宿泊施設への宿泊行為に対するものであり、すべての宿泊者への公平性を確保するため（簡素で分かりやすい課税の観点から）課税免除を設けていません。</p>
Q9	<p>入湯税と宿泊税の課税免除の違いについて教えてください。</p>
A9	<p>入湯税は地方税法に定められた目的税であり、課税免除については盛岡市税条例により定められており、乳児、幼児及び小学生の児童や修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者（修学旅行生や中体連、高体連の学生等）が対象となります。</p> <p>宿泊税は地方税法に定められた法定外目的税であり、課税免除を含めた制度の内容については、各自治体において様々に判断されるものとなっているため、宿泊者にとって課税対象がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって享受する行政サービスについて公平性があることや、宿泊事業者における</p>

	<p>宿泊者への各種説明を含めた事務的負担の軽減への配慮の必要性など、検討委員会における議論を踏まえて、負担の公平性や簡素で分かりやすい課税の観点から、課税免除を設けないこととしたものであります。</p>
Q10	<p>入湯税に加えて宿泊税も徴収することは、二重課税にならないのですか。</p>
A10	<p>入湯税と宿泊税は、用途・目的・課税客体が異なるため、納税者は同一でも二重課税にはなりません。</p> <p>【入湯税の制度】</p> <p>○用途：地方税法第701条により、次のような費用に充てられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生施設の整備 ・鉱泉源の保護管理施設の整備 ・消防施設その他消防活動に必要な施設の整備 ・観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用 <p>○納税者：鉱泉浴場（温泉等）の入湯客</p> <p>○課税客体：鉱泉浴場への入湯行為</p>
Q11	<p>今後、県も宿泊税を導入となった場合、宿泊税の税額や制度に変更は生じますか。</p>
A11	<p>仮に今後、県が宿泊税を導入すると決定した場合、税額や制度に変更が生じる可能性はあります。</p> <p>ただし、その際は、宿泊事業者の皆様の負担なども十分考慮しながら、慎重に県と協議を行っていきたいと考えております。</p>
Q12	<p>宿泊税の用途について公表はされますか。</p>
A12	<p>宿泊税の用途については、毎年度公表いたします。</p>

2 宿泊について

Q1	課税対象となる「宿泊」の判断基準について教えてください。
A1	<p>宿泊税の課税対象となる「宿泊」の判断基準は以下のとおりです。</p> <p>① 6時間以上かつ日をまたぐ利用行為であること</p> <p>② ①以外の場合で、宿泊施設と宿泊者との契約上宿泊としての取扱いであるもの</p> <p>※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法の許可が必要とされる宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります。</p> <p>※仮に0時以降にチェックインして、チェックアウトまで6時間未満の場合であっても、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、課税対象となります。</p>
Q2	キャンセルとなった場合、宿泊税はどうなりますか。
A2	<p>「宿泊行為」がないため、課税対象となりません。</p> <p>仮に、宿泊税込みで事前決済されていた宿泊がキャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトを運営している会社が、当該宿泊税分を返金します。具体的な対応は、宿泊施設運営会社との取り決めによります。</p>
Q3	「宿泊日」の定義について教えてください。
A3	<p>宿泊税における「宿泊日」とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによるのが困難な場合（チェックインが翌日午前0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。</p>
Q4	令和8年9月30日から課税開始日の令和8年10月1月にかけての宿泊の場合、宿泊税は課税されますか。
A4	<p>令和8年9月30日にチェックインして、令和8年10月1日にかけて行われる宿泊の場合、課税されません。課税対象となるのは、あくまで開始日である令和8年10月1日の宿泊分からです。</p>
Q5	課税開始日の令和8年10月1日以降の宿泊について、予約は9月中に行っていました。この場合、宿泊税は課税されますか。
A5	<p>予約をした時期に関わらず、宿泊自体が令和8年10月1日以降に行われるのであれば、宿泊税が課税されます。</p>
Q6	事前に宿泊契約をしたうえで午前0時を超えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）、宿泊税は課税されますか。
A6	<p>その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。た</p>

	だし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しない場合は、課税対象となりません。
Q7	休憩その他これに類する利用に係る契約の場合の取り扱いを教えてください。
A7	日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用を含む）があった場合は、実質的に宿泊であるとみなし、宿泊税の課税対象となります。 なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、利用行為が「日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。
Q8	客室を日帰りで利用する（いわゆるデイクース）場合の取り扱いを教えてください。
A8	日をまたぐ利用ではないため、宿泊税の課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。
Q9	マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の課税対象となりますか。
A9	短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は、課税対象となりません。 ただし、旅館業法に該当する場合は、課税対象となります。
Q10	幼児や子供にも、宿泊税は課税されますか。
A10	宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となります。幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代がかかる場合は宿泊税の課税対象となりますが、添い寝無料などにより宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。
Q11	自社向けの研修施設ですが、宿泊税の課税対象となりますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可をとっています。
A11	研修施設の場合、宿泊料金を課し、旅館業法または住宅宿泊事業法に該当する宿泊施設であれば、課税対象となります。 そのため、宿泊契約に基づく宿泊行為で宿泊料金を課している場合や、宿泊契約に基づかない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で宿泊料金を課している場合は、課税対象となります。
Q12	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、これらも宿泊税の課税対象となりますか。また、料金は1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たりの宿泊税は課税されますか。
A12	移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業法に該当しないものであれば、課税対象となりません。ただし、固定式のテントやバンガロー等、事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため、課税対象となります。

	また、バンガロー等の料金が施設や区画ごとに設定されていても、宿泊される人数に応じて課税されます。
Q13	キャンプ場の場合、形式上は1棟の金額で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。
A13	1棟あたりの宿泊料金として設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、乳児等の分も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。
Q14	地域活性化のため、旅館業法の許可を受けて農村民泊を行い、宿泊体験料として宿泊料金を徴収しています。この場合でも、宿泊税の課税対象となりますか。
A14	宿泊の対価がその料金に含まれている場合は、課税対象となります。
Q15	保護犬の世話をする非営利団体です。犬連れの宿泊施設を併設しており、宿泊者には保護経費の賛同金として説明して、低廉な宿泊料を徴収していますが、宿泊税の課税対象となりますか。
A15	賛同金が、宿泊の利用行為として負担したものであり、宿泊事業者が、宿泊料金としてその対価を受けているのであれば、課税対象となります。
Q16	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合の宿泊税の取り扱いについて教えてください。
A16	宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金を課している場合は、課税対象となります。宿泊契約ではない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。
Q17	従業員が業務のために宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。なお金銭の授受はありません。
A17	宿泊施設が宿泊料金を無料としているため、課税されません。
Q18	ペットの宿泊は、宿泊税の課税対象となりますか。
A18	宿泊者ではないので、課税対象ではありません。
Q19	ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は、宿泊税の課税対象となりますか。
A19	宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は、課税対象となりません。
Q20	事務所として客室を利用する場合、宿泊税は課税されますか。
A20	宿泊施設において宿泊料金として取り扱っていない限りは、課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。
Q21	長期滞在（2～3ヶ月）の場合も宿泊税は課税されますか。この場合、宅建

	業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合についても教えてください。
A21	宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。
Q22	食事代や会議室の利用に係る料金も宿泊料金の一部として取り扱っていますが、この場合も宿泊税は課税されますか。
A22	<p>宿泊料金とは、「宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額宿泊の利用行為に係る対価」をいい、具体的には、清掃代・寝具使用料・入浴代・寝衣代・サービス料等です。</p> <p>仮に宿泊施設として、食事代等を宿泊料金に含んでいる場合であっても、宿泊税条例における宿泊料金には該当しません。そのため、食事や会議室のみの利用は課税されません。</p>
Q23	企画旅行や手配旅行は、宿泊税の課税対象となりますか。
A23	企画旅行の場合は、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの金額、手配旅行の場合は旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの金額が宿泊料金となるため、それぞれ課税対象となります。
Q24	1人当たりの料金が不明な場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A24	1室1泊当たりで宿泊料金を徴収しているなど、1人当たりの宿泊料金が不明であっても、宿泊者数に応じて宿泊税が課税されます。また、幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収している場合は、課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより宿泊料金が発生しない場合は、課税対象となりません。
Q25	宿泊料金の割引・優待等があった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A25	宿泊施設が割引した後の料金が宿泊料金となります。そのため、割引後の宿泊料金が0円となる場合、宿泊税は課税されません。ただし、宿泊予約サイト等、宿泊施設以外の第三者によるサービスによって宿泊料金が0円となる場合は、割引前の宿泊料金で判断するため、宿泊税が課税されます。
Q26	自治体を実施する旅行支援キャンペーンなどがあった場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A26	自治体を実施する旅行支援等、宿泊施設に対して宿泊者以外の第三者から支払いがある場合は、宿泊者の支払うべき宿泊料金と当該補助金等の金額を合算した金額を宿泊料金とします。この場合、旅行支援等で宿泊料金がすべて賄われ、宿泊者の支払うべき宿泊料金が0円であっても宿泊料金が発生していると

	判断するため、宿泊税が課税されます。
Q27	連泊割引が適用される場合、宿泊料金はどのように取り扱えばよろしいですか。
A27	<p>連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算した金額を宿泊料金とします。また、連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の連泊期間の宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で割った金額を宿泊料金とします。</p> <p>例えば、5泊したら1泊無料キャンペーンや無料宿泊券での宿泊の場合、宿泊料金がかからない宿泊の場合は課税されないため、以下のようになります。</p> <p>宿泊料：5,000円×5泊 + 0円×1泊 =25,000円</p> <p>宿泊税：(200円×5泊) + (0円×1泊) = 1,000円</p>
Q28	領収書等に記載する名目を宿泊料金ではなく、駐車料金としている場合、宿泊税は課税されますか。
A28	<p>名目に関わらず、旅館業法上の「宿泊」となるかどうかで、課税について判断します。そのため、名目が駐車料金であり、名目どおりにお客様が自分の車に宿泊するための駐車場利用の対価としての料金であれば、課税されません。</p> <p>一方、宿泊事業者が設けた施設に宿泊する場合は、駐車料金という名目であっても、旅館業法上の「宿泊」に該当するため、課税されます。</p>
Q29	当社の業界では、お客様が施設へ宿泊された際、駐車場で料金を精算するというシステムが採用されています。料金の名称及び料金の計上は駐車料金となりますが、宿泊施設は事業者側で用意しています。この場合の取り扱いはどのようになりますか。
A29	事業者ごとに料金の名称は様々あるかもしれませんが、宿泊施設を事業者側で用意しているのであれば、旅館業法上の「宿泊」に該当しますので、宿泊税が課税されます。
Q30	実際の宿泊を伴わない場合における、宿泊税の取り扱いについて教えてください。
A30	ホールドルーム、キープルーム等、宿泊行為を伴わない契約の場合は、課税対象となりません。ただし、実際に宿泊行為があった場合や寝具を使用した6時間以上の利用で料金を課している場合は、課税対象となります。
Q31	サブスクリプション方式の宿泊における、宿泊税の取り扱いについて教えてください。
A31	実際の宿泊行為がない場合は、宿泊税の課税対象となりません。ただし、宿泊があった場合や寝具を使用した6時間以上の使用で料金がかかる場合は、課税対象となります。

Q32	2人で予約し、宿泊税を事前に徴収しましたが、実際の宿泊者が1人のみだった場合は、宿泊税を返金しますか。
A32	実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくことになるので、事前に徴収していた金額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、キャンセル料が発生し、契約上そのキャンセル料金を「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。
Q33	規約により旅行会社の添乗員の宿泊料金が無料となる場合、宿泊税は課税されますか。
A33	宿泊施設が旅行会社添乗員の宿泊料金を無料としている場合は、課税されません。
Q34	未就学児が1名の場合は無料（添い寝）で、2人目は宿泊料金を徴収しています。この場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。
A34	宿泊税の課税対象となる宿泊は宿泊料金を伴うものなので、未就学児2名のうち1名は添い寝無料なので課税されませんが、もう1名は宿泊料金が発生しているため、課税対象となります。
Q35	シーツ代金のみ徴収している場合も、宿泊税が課税されますか。
A35	シーツ代金を宿泊料金として取り扱っているのであれば、課税対象となります。
Q36	グループの会員プログラムで無料宿泊をする場合、ゲストは宿泊代が無料となりますが、会員プログラムを運営する本部から一定額が償還されます。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。
A36	宿泊者に対して宿泊料金の請求が発生するかによります。具体的には、宿泊者に実質的に請求はあるものの、会員プログラムにより0円となる場合は課税対象となりますが、会員プログラムによりそもそも請求自体が発生しない場合については、課税対象となりません。
Q37	他社のキャンペーンや特典等で弊社の宿泊券を景品として出品されることがあります。ゲストは無料で宿泊しますが、実際はキャンペーン等の主催の会社に宿泊代を請求します。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。課税対象となる場合、キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能ですか。
A37	実際の宿泊行為に対して支払いが発生しているので、課税対象となります。キャンペーン等の主催の会社に宿泊税を請求することは可能です。ただし、宿泊税は実際の宿泊のあった月の翌月に盛岡市へ納税してください。
Q38	客室を会議室やオフィスとして利用する場合があります。料金の明細は「会議使用料」となっています。寝具は置いてあり、使用できる状態です。この場合、宿泊税の課税対象となりますか。

A38	<p>会議室やオフィスとしての利用の場合は、寝具を使用していないと判断しますので、課税対象となりません。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、課税対象となります。</p>
Q39	<p>宿泊施設が発行した無料宿泊券を利用する場合の取り扱いを教えてください。</p>
A39	<p>宿泊施設の宿泊者に対する独自の割引等により宿泊料金が0円である場合は、宿泊税は課税されません。</p> <p>ただし、宿泊券を宿泊施設から購入し利用する場合は、実際の宿泊行為に対するの支払いが発生しているため、課税対象となります。</p> <p>なお、第三者からの支払いがある場合は、宿泊者の支払うべき金額と支払われた金額を合算した金額が宿泊料金となります。したがって、宿泊施設発行の宿泊券を第三者が購入し、宿泊者が使用した場合は、課税対象となります。</p>
Q40	<p>宿泊券等を発行する際に宿泊税相当額を含めてよいですか。</p>
A40	<p>消費税や入湯税込みで宿泊券等を発行するような場合は、宿泊税相当額を含めて宿泊券等を発行しても差し支えありません。</p> <p>なお、税抜きで宿泊券等を発行し、消費税等を利用時に精算している場合は、宿泊税についても、同様に利用時精算として差し支えありません。</p>
Q41	<p>修学旅行生や中体連、高体連、受験等の学生は宿泊税の課税対象となりますか。</p>
A41	<p>盛岡市は、修学旅行生等の課税免除は設けておりませんので、課税対象となります。</p>
Q42	<p>いわゆる違法民泊についても、宿泊税は課税されますか。</p>
A42	<p>違法民泊は、住宅宿泊事業法上、民泊施設の要件を満たし届出が必要であるにも関わらず、その届出を怠っているにすぎないもので、宿泊税は課税されることとなります。</p> <p>違法民泊施設も課税対象施設であることから、その捕捉については、住宅宿泊事業の届出を所管する県（薬務衛生課）など、関係機関との連携が必要となります。県とは、これまでも宿泊税に関する情報共有等を行っておりますが、適正課税に向けて協力体制を整えるため、今後は協議等行う必要があると考えております。</p>
Q43	<p>外国大使の宿泊は宿泊税の課税対象となりますか。</p>
A43	<p>外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から、課税対象としないこととしています。</p> <p>なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。</p> <p>①課税が免除される施設</p>

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

② 課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者手続きについて課税免除かどうかの判定は免税カードの提示により行ってください。

納入申告書提出時に消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類の写しを添付してください。

3 宿泊税の実務について

(1) 登録等について	
Q1	新たに宿泊事業を始めることを検討していますが、何か届出は必要ですか。
A1	新たに宿泊事業を営む場合、営業を開始しようとする日の前の平日までに、市民税課に「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出してください。申告書には、旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面の写し、宿泊約款等も添付するようお願いいたします。申告書の様式は、市ホームページから印刷していただくか、市民税課の窓口にあります。その他の詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。
Q2	「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出したいのですが、現在、旅館業法の許可申請中で許可証の添付が出来ません。この場合、どうすればよろしいでしょうか。
A2	「宿泊税特別徴収義務者申告書」提出時点で、旅館業法の許可申請中などの事情により、許可証等の写しが提出できない場合は、営業を行う建物の登記事項証明書の写し、及び、法人の場合は履歴事項証明書の写し、個人の場合は住民票の写しを添付いただき、許可等が下り次第、許可証の写しを提出してください。その他の詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。
Q3	代表者や施設名称の変更など、「宿泊税特別徴収義務者申告書」の申告事項に変更があった場合に必要な手続きを教えてください。
A3	<p>代表者、施設名称、特別徴収義務者、書類送付先の変更など、申告いただいた内容に変更があった場合、「宿泊税特別徴収義務者異動届」の提出をお願いします。ただし、営業譲渡や相続、会社分割、個人（法人）から法人（個人）への変更等により特別徴収義務者に変更があった場合は、当該届出ではなく、従前の特別徴収義務者による「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」と、新たな特別徴収義務者による「宿泊税特別徴収義務者申告書」の提出をお願いします。なお、その他の提出書類や詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。</p> <p>名称、所在地又は住所、施設名称の変更の場合は、既に送付している「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」をそのままご使用ください。こちらで読み替えて対応しますが、二重線で訂正していただけますと助かります。</p>
Q4	宿泊施設の営業を1か月以上休止する予定です。何か届出が必要でしょうか。
A4	宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、休止の前までに「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」の提出をお願いします。営業を再開する場合は、再開の前までに再開日を記載した当該届の提出をお願いします（休止の届出の際

	に休止期間の終期を記載いただき、その後変更がない場合は、再開の届出は不要です。)。なお、その他の提出書類や詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。
Q5	宿泊施設の営業を廃止しました。何か届出が必要でしょうか。
A5	宿泊施設の営業を廃止した場合、廃止の日から10日以内に廃止日を記載した「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」の提出をお願いいたします。なお、その他の提出書類や詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引き」をご確認ください。
Q6	複数の宿泊施設を運営しています。「宿泊税特別徴収義務者申告書」はまとめて1枚の提出でよろしいですか。施設ごとに提出すればよろしいでしょうか。
A6	施設ごとにそれぞれ提出をお願いします。なお、その後の「宿泊税納入申告書」についても施設ごととなります。

(2) 申告納入等について	
Q1	毎月の宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。
A1	特別徴収義務者の方は、毎月月末までに、前月分の宿泊税額について「宿泊税納入申告書」を電子あるいは郵送等にて市民税課へ提出してください。 また、徴収した宿泊税は、「宿泊税納入書」により納入期限までにお近くの金融機関等で納入していただくか、地方税ポータルシステム（eLTAX）で納入してください。
Q2	月をまたいだ宿泊の場合、それぞれの月で申告納入を行うこととなりますか。
A2	原則として、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただきます。 月をまたぐ連泊の場合、例えば、10月31日の宿泊を10月分、11月1日の宿泊を11月分として分けて計上してください。
Q3	「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」は毎月送られてくるのですか。
A3	「宿泊税納入申告書」と「宿泊税納入書」については、毎年3月頃に翌年度分（1年分）をお送りします。 初年度につきましては、令和8年9月頃に、令和8年10月から令和9年3月宿泊分の書類を送付いたします。発送直近の「地方税ポータルシステム（eLTAX）」で申告納入している場合は、送付しません。
Q4	営業を休止した場合や廃止した場合において、休止・廃止までに当該月の宿泊があった場合、宿泊税の徴収は必要ですか。
A4	休止・廃止の当該月に宿泊があった場合、休止・廃止があった日から1か月以内に、当該月の始めから休止・廃止までの「宿泊税納入申告書」を提出する

	とともに、金融機関等で宿泊税を納入する必要があります。										
Q5	営業自体は行っていましたが、宿泊がなかったため、徴収した宿泊税もありませんでした。この場合も「宿泊税納入申告書」の提出は必要でしょうか。										
A5	<p>宿泊がなかった場合も、宿泊行為がないことも含めて性格に把握する必要がありますので、0円と記載された「宿泊税納入申告書」の提出が必要です。ただし、「宿泊税月計表」の添付は不要です。</p> <p>宿泊行為がない月は、宿泊料金がないことから宿泊税の徴収もないため、納入の手続きは必要ありません。</p> <p>営業自体を休止している場合、「宿泊施設営業休止（再開・廃止）届」を提出している場合は、届出に記載されている休止期間中は「宿泊税納入申告書」の提出は不要です。</p>										
Q6	申告納入の特例について教えてください。										
A6	<p>特別徴収義務者が以下の適用要件を満たす場合は、盛岡市に「宿泊税申告納入期限特例承認申請書」を提出し承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、下表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。</p> <p>(特例の承認を受けた場合の申告納入期限)</p> <table border="1" data-bbox="316 1084 1334 1330"> <thead> <tr> <th>宿泊のあった月</th> <th>申告納入期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月分、1月分、2月分</td> <td>3月末日</td> </tr> <tr> <td>3月分、4月分、5月分</td> <td>6月末日</td> </tr> <tr> <td>6月分、7月分、8月分</td> <td>9月末日</td> </tr> <tr> <td>9月分、10月分、11月分</td> <td>12月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>特例の適用については、申請書受理後、2週間程度を目安に「宿泊税申告納入期限特例承認（不承認）通知書」を送付します。承認の場合は、通知書に適用開始月を記載しますので、通知内容に従って申告納入してください。承認申請書を提出していても、特例の適用開始月（上記表の「宿泊のあった月」）までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>例) 承認通知書に【令和9年4月分に係る申告から適用】と記載されている場合 3月宿泊分（4月末申告納入期限）⇒4月末日までに申告納入（原則どおり） 4月宿泊分（5月末申告納入期限）⇒6月末日までに申告納入（特例） 6月末日までに4、5月分（2か月分）を申告納入</p> <p>(適用要件)</p> <p>①申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が120万円以下であること。</p> <p>②過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。</p>	宿泊のあった月	申告納入期限	12月分、1月分、2月分	3月末日	3月分、4月分、5月分	6月末日	6月分、7月分、8月分	9月末日	9月分、10月分、11月分	12月末日
宿泊のあった月	申告納入期限										
12月分、1月分、2月分	3月末日										
3月分、4月分、5月分	6月末日										
6月分、7月分、8月分	9月末日										
9月分、10月分、11月分	12月末日										

	<p>③対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。</p> <p>④対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。</p> <p>⑤申請書を提出した月の12箇月前の初日までに、宿泊施設の営業を開始し、かつ、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。</p> <p>⑥特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。</p> <p>経過措置として、宿泊税の課税開始日より前に営業を開始しており、かつ、営業開始から1年を経過している宿泊施設においては、特別徴収義務者となる令和8年10月1日から1年を経過していなくても、その他の要件を満たしていれば、申告納入の特例の対象となります。</p> <p>なお、宿泊税の導入開始後最低3か月間は納入実績の確保を図る観点から毎月の申告納入を行っていただく必要があります。また、「宿泊税申告納入期限特例承認申請書」を提出した日の属する月の前3か月間において、宿泊税の納入合計額が「30万円以下」であること等が要件となります。</p>
Q7	「宿泊税納入申告書」を提出した際、誤った税額を記載したため、正しい税額よりも過大に納めてしまいました。この場合、還付を受けることは可能でしょうか。
A7	計算誤り等で過大に宿泊税を納入してしまった場合、更正の請求をしていただくことで過大に納めた分の還付を受けることが可能です。更正の請求をする際は、「宿泊税更正請求書」を提出してください。市が、宿泊施設の実地調査や帳簿等を調査して、更正等の処理を行います。なお、更正の請求は、原則として納入期限から5年以内です。
Q8	宿泊税の申告を忘れていた場合や納入が遅れた場合、ペナルティなどはあるのでしょうか。
A8	申告納入期限までに宿泊税の申告納入がなかった場合は、原則、本来納入すべき宿泊税額の外に、加算金や延滞金を納めていただく必要が生じます。その他、過少に申告した場合や帳簿等の記載義務違反、調査の拒否などに対して、宿泊税条例や地方税法に基づいた罰則や滞納処分等がございます。
Q9	「宿泊税月計表」の課税対象外の記載方法を教えてください。宿泊料無料の方は記載する必要があるのでしょうか。
A9	宿泊者のうち、宿泊税の対象とならない方について記載いただくこととなりますので、宿泊料無料の方等の記載が必要となります。
Q10	銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は特別徴収義務者が負担するのでしょうか。
A10	市から送付した納入書を利用して指定金融機関の窓口で宿泊税を納入する際

	には、振込手数料はかかりません。指定金融機関以外からの振込の際は、手数料がかかります。
Q11	郵便等を利用して「宿泊税納入申告書」を提出し、市役所への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
A11	原則として、市役所に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。 ※信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合は盛岡市への到達日が申告日となります。
Q12	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。
A12	2月以降、市ホームページに各種様式を掲載する予定なので、その後ダウンロードできます。様式の送付を希望される場合は、市民税課諸税係へお問い合わせください。
Q13	電子申告と電子納税は可能ですか。
A13	宿泊税の申告及び納入については、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用したインターネットによる申告等（電子申告等）が可能です。 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して手続きするためには、利用者ID及び電子証明書が必要です。他の税目で既に利用者ID及び電子証明書を利用している場合は、同一の利用者ID及び電子証明書を利用することができます。 ※地方税ポータルシステム（eLTAX）の利用については、地方税共同機構が運営するeLTAXのホームページをご確認ください。操作上のご不明点は、eLTAXヘルプデスクへお問い合わせください。
Q14	納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。
A14	宿泊税は、特別徴収義務者に申告いただいてから納入いただく申告納税方式の税目となりますので、口座振替による納入はできません。申告書と納入書による納入または地方税ポータルシステム（eLTAX）を介した電子申告と電子納税をお願いします。
Q15	宿泊者が旅行業者を通じて宿泊費を支払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。
A15	宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上されるため、その翌月に申告納入してください。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をお願いします。

(3) 徴収等について	
Q1	宿泊税の徴収方法はどのように行うのですか。
A1	<p>特別徴収の方法については、具体的には規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。</p> <p>①現金払い…現地で宿泊料金と宿泊税を一緒に支払います。</p> <p>②事前決済…予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。</p> <p>※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。</p> <p>③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現金払い…予約時に宿泊料金を支払います。現地で宿泊税を支払います。</p> <p>※先行自治体では、フロントで徴収する、事前決済の際に宿泊料とあわせて徴収する等のご対応が多いようです。現金に限らず、クレジットカードなど宿泊事業者様にとって徴収しやすい方法を選択いただくことになります。</p>
Q2	ネット予約、無人化施設等における徴収方法はどのように行うのですか。
A2	<p>特別徴収の方法については、具体的には規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する」、「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収いただくことになります。</p> <p>なお、無人化施設等での徴収についても、徴収しやすい方法を選択いただくことになりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。</p> <p>※先行自治体では、事前決済時に宿泊料金とあわせて徴収する、券売機により徴収する、宿泊施設内に設置した集金BOXを用いて宿泊税を回収するといった事例があると聞いています。</p>
Q3	宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。
A3	<p>宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合の手数料については、宿泊事業者とカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者に負担していただくことになります。</p>
Q4	宿泊者が宿泊税を支払わない場合はどうなりますか。
A4	<p>仮に納税されなかった場合は、法令上、特別徴収義務者である宿泊事業者が当市に納入したうえで、納税拒否した宿泊者に求償することになります。（地方税法第733条の15第3項）</p> <p>このような宿泊税の納税拒否がないように、予約時の事前周知や宿泊施設のフロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。</p>
Q5	旅行業者は、宿泊時の特別徴収義務者となっていないませんが、お客様から宿泊

	税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。
A5	<p>旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできます。</p> <p>宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者と宿泊事業者との間で取り決めていただくこととなります。</p> <p>※旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記してください。</p>
Q6	宿泊税のことを知らない外国人が来たらどう対応したらよいのですか。
A6	<p>宿泊税のポスター、チラシ等の広報物に「英語」「韓国語」「中国語<簡体>」「中国語<繁体>」「タイ語」の翻訳を載せています。そちらを使ってご案内してください。</p> <p>その他の言語の場合は、ポスター、チラシ等のQRを読み取っていただき、市のホームページをご案内ください。スマートフォンの翻訳機能を用いることで、宿泊税についてお知らせすることができます。</p>
Q7	宿泊税の導入について、旅行業者や宿泊者に周知されていないと、徴収するときにトラブルが発生するおそれがあるが、どのように周知を行う予定ですか。
A7	<p>宿泊税導入の周知については、宿泊税導入の検討状況等の情報を市ホームページで公開しているほか、総務大臣の同意を得た後に、周知用の広告物（ポスターやチラシなど）を活用するなどして、丁寧な周知に努めてまいります。また、旅行関連業者に対しては、宿泊税の開始を予定している旨、事前の通知を予定しております。</p>
Q8	合宿場を40人で予約していたが、当日2人キャンセルがあり、実際の宿泊者数が38人になった場合、施設側としては当初予約した40人分の料金をいただくこととなっています。この場合、宿泊税は40人分を徴収する必要があるのでしょうか、それともキャンセルした2人分を除いた38人分の徴収となるのでしょうか。
A8	<p>キャンセルした2人については、宿泊行為がないため課税対象とならず、実際の宿泊者数分の宿泊税を徴収いただくこととなります。ご質問のケースでは、40人分ではなく、38人分の宿泊税を徴収していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、仮に宿泊税込みで決済していて、その後キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が宿泊税分を宿泊者に返金することとなります。</p> <p>また、返金の方法については、宿泊施設と旅行予約サイト運営会社間の取り</p>

	決めに依ります。
Q9	宿泊料金を事前にクレジットカードで決済しているお客様は、予約の段階で宿泊税分も徴収して問題ないでしょうか。
A9	宿泊税分も事前に決済していただいて問題ございません。なお、当該分の申告納入は、実際に宿泊があった月の翌月に行ってください。
Q10	事前決済したが、当日宿泊できなくなった場合、宿泊税分の返金は必要ですか。また、宿泊料金の100%をキャンセル料金として支払ってもらう場合でも宿泊税の返金は必要ですか。
A10	キャンセルの場合、宿泊行為がないため、宿泊税は課税されません。そのため、宿泊料金の100%をキャンセル料金として受け取る場合においても、宿泊税分の返金は必要となります。
Q11	宿泊料金を宿泊者以外の代理の方（第三者）が支払った場合、宿泊税は誰から徴収すればよいのでしょうか。
A11	次のケースが想定されます。 ①宿泊税分も宿泊料金とまとめて第三者が支払うケース ②宿泊税分だけは宿泊者自身が支払うケースが想定されます。 いずれの場合も納税義務者（課税対象者）は宿泊者ですが、徴収については①、②のいずれでも問題ございません。
Q12	宿泊者（納税義務者）や宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納めないと、どうなりますか。罰則はありますか。
A12	次のとおりとなります。 ①宿泊者（納税義務者）が宿泊税を納めない場合 宿泊者（納税義務者）に対し地方税法上の罰則は設けられていませんが、宿泊税が納税されない場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が市に納入した上で、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に求償するという規定が地方税法に設けられています（地方税法第733条の15 第2項、第3項）。 ②宿泊事業者（特別徴収義務者）が宿泊税を納付しない場合 地方税法上、罰則が設けられています（地方税法第733条の21第2項等）。特別徴収義務者に課される罰則については、他の市町村税目においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されています。
Q13	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。
A13	旅行代理店等の斡旋業者様は特別徴収義務者には該当しないため、直接盛岡市に納入していただくことはできません。
Q14	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する支援措置はあり

	ますか。
A14	宿泊税の特別徴収に係る事務的負担や経費の一部を支援するため、特別徴収義務者に対して宿泊税特別徴収事務交付金を設けることを予定しています。納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付する予定で、交付率については、2.5%（宿泊税の施行後5年間は0.5%上乗せで3.0%）の予定です。
Q15	宿泊税特別徴収事務交付金に対して、消費税は課税されるのでしょうか。
A15	特別徴収義務者に交付する宿泊税特別徴収交付金については、対価を得て行う資産の譲渡等にあたらないため「不課税取引」となり、消費税の課税の対象とはなりません。
Q16	宿泊税の特別徴収にあたって、既存のシステムの改修をする必要がある場合、その費用に対する補助制度はありますか。
A16	<p>宿泊事業者様が宿泊税の特別徴収を実施するにあたり、既存のシステムの改修、又は新たなシステムの導入並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用といったイニシャルコストとして負担する費用に対して、「盛岡市宿泊税システム改修費等補助金」を交付します。</p> <p>1 宿泊施設ごとに、消費税を除いて50万円までを上限とします。申請期限などの詳細については、決まり次第盛岡市ホームページでお知らせします。</p>
Q17	同一敷地内で複数の宿泊施設を経営しており、経理等も区分することができないため、経営申告書をまとめて提出することはできますか。
A17	原則として、手続きは届出の宿泊施設ごとに行ってください。
Q18	予約者が宿泊料金を支払う場合も、宿泊税は必ず宿泊者から直接徴収しなければなりませんか。
A18	予約者に宿泊料金と宿泊税を併せてお支払いいただくことも可能です。予約者が宿泊税を支払っていない場合は、宿泊者からの徴収をお願いします。

(4) 領収書について	
Q1	領収書に宿泊税の記入をしないといけませんか。
A1	<p>宿泊税を明示しない場合、消費税の課税対象となる場合があるため、領収書において、宿泊料金とは別に宿泊税とその税額を記入していただく必要があります。</p> <p>税の名称表示は、盛岡市が定めた表記で統一してください。日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。なお、これらの記入は手書きでも結構です。指定の様式はありません。</p>
Q2	領収書に貼る収入印紙は、宿泊税を含めた額に対してとなるのですか。
A2	領収書に宿泊税の金額が明記されている場合は、宿泊税を除いた額に対して

	<p>収入印紙を貼付していただくこととなりますが、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ額に対して収入印紙を貼付していただくこととなりますので、ご注意ください。</p> <p>なお、印紙税に関する詳細は、税務署にお問い合わせください。</p>
Q3	<p>手引き等に掲載されている領収書は例であって、事業者が作成する様式を使うことで差し支えないですか。</p>
A3	<p>ご認識の通り、例はあくまで参考ですので、宿泊税の表記や内容に問題がなければ、事業者が作成する任意様式を使用していただいて構いません。</p>
Q4	<p>仮に4名で宿泊して、代表者が全員分の宿泊料金及び宿泊税をまとめて支払った場合、代表者に宿泊人数の4名分の宿泊料金及び宿泊税額を記載した領収書をお出しすることで問題ないでしょうか。</p>
A4	<p>代表者に宿泊人数、宿泊人数に応じた宿泊料金及び宿泊税額をまとめて記載した領収書をお出しいただくことで問題ありません。</p> <p>宿泊者ごとに領収書を出すように要望があった場合は、宿泊者ごとにお出しください。</p>
Q5	<p>4泊した場合、宿泊税は宿泊人数×4泊分の合計額となるが、仮に領収書で、客室料金の中に消費税や入湯税、宿泊税等を含めて記載する場合、領収書には1人当たりの宿泊税がいくらかといった内訳の記載も必要でしょうか。</p>
A5	<p>宿泊人数分の宿泊税額を合計して記載いただく必要はありません。また、1人当たりの宿泊税の内訳についても、特段記載いただく必要はありません。</p> <p>ただし、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等について、帳簿や書類等に記載の上、それぞれの種類に応じた期間、保存していただく必要があります。</p>
Q6	<p>宿泊料金等（宿泊税以外）分の領収書、宿泊税分のみの領収書というように、それぞれ分けて出してもよいですか。</p>
A6	<p>宿泊料金等（宿泊税以外）分は宿泊料金等（宿泊税以外）分、宿泊税分は宿泊税分として、それぞれ別で領収書を出していただいて問題ありません。</p>
Q7	<p>会計システム上、1人で利用しても、領収書には一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。</p>
A7	<p>帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくこととなります。ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。（宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。）</p>
Q8	<p>領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。</p>
A8	<p>領収書が不要と言われる宿泊者には、領収書をお渡しする必要はありません。</p>

4 その他

Q1	宿泊税の課税は消費税との二重課税にならないですか。
A1	<p>二重課税とは、一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。</p> <p>また、宿泊税の課税対象は宿泊料金に伴うものですが、消費税（地方消費税）は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。</p> <p>【参考】 不課税取引</p> <p>消費税の課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引です。これに当たらない取引には消費税はかかりません。これを一般的に不課税取引といいます。</p> <p>例えば、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに当たります。</p>
Q2	県が導入した場合は二重課税にならないですか。
A2	<p>宿泊税の課税対象は宿泊料金を伴うものですが、消費税、地方消費税は宿泊料金に含まないため、二重課税とはなりません。また、宿泊税自体も宿泊施設が受け取る宿泊料金ではありませんので、不課税取引に該当し消費税はかかりません。</p> <p>また、福岡県・福岡市・北九州市において、すでに国の承認を受けて宿泊税が導入されている事例があります。</p>
Q3	宿泊税は売り上げに含まれますか。
A3	宿泊税は宿泊者に対して課税される税のため、売り上げに含まれません。
Q4	売り掛けの場合の宿泊税の申告・納入は、宿泊があった月の翌月、それとも入金された月の翌月となるのですか。
A4	宿泊があった月の翌月に申告・納入してください。
Q5	宿泊税について、宿泊約款でどのように記載すべきか示してもらえませんか。
A5	<p>特に決まりはありませんが、宿泊税について記載していただく場合は、宿泊税の対象となる宿泊の定義や税率についてご記載ください。</p> <p>例)</p> <p>【宿泊税の対象となる「宿泊」とは】</p> <p>① 6時間以上かつ日をまたぐ利用行為であること</p>

	<p>②①以外の場合で、宿泊施設と宿泊者との契約上宿泊としての取扱いであるもの</p> <p>【税率】 1人1泊200円</p>
Q6	<p>宿泊者から令和8年10月1日の宿泊税施行日以降の宿泊代を既にいただいておりますが、宿泊税を徴収する場合の振込手数料はどのようになるのですか。</p>
A6	<p>振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくこととなります。施行日前に宿泊料金を支払い済みの宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いします。</p>
Q7	<p>宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊事業者への対応はどのようなのですか。</p>
A7	<p>市内で宿泊施設を営業している方は、申告を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、その旨を保健所等へ通報した後（特別徴収義務者として仮登録を行うとともに）、特別徴収義務者としての申告及び申告納入を行うよう指導します。</p> <p>また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合は、正しい税額を納入していただくため、市で税額の決定を行い、納入していただきます。なお、不申告加算金等の加算金も課される場合があります。</p>
Q8	<p>事務が増える宿泊事業者に対する具体的な支援に何がありますか。</p>
A8	<p>宿泊税の導入に当たっては、宿泊事業者の協力が不可欠であり、ご説明した制度についても皆様の事務軽減を念頭に作成しております。主な支援策としましては、以下の事項について準備しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊事業者が円滑に事務を行えるよう、事前説明会の開催 ・ 既存のシステムの改修、新たなシステムの構築等に対する補助金 ・ 宿泊事業者への宿泊税特別徴収事務交付金の創設（前年度に徴収していただいた宿泊税の2.5%） ・ 地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用した電子手続きによる申告・納入体制の構築 ・ チラシ・ポスター等を活用した周知・広報
Q9	<p>宿泊料金をポイント精算した場合や無料招待券で宿泊した場合、宿泊税は課税されますか。</p>
A9	<p>宿泊施設のポイントや無料招待券など宿泊事業者自らのサービスにより、無料となった場合は課税されません。しかし、宿泊事業者自らのサービス以外</p>

	の、宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等（いわゆる第三者割引）により無料になった場合については、課税されることとなります。
Q10	宿泊者の情報を取得する必要はありますか。また、保存すべき関係書類とはどのようなものがありますか。
A10	<p>条例において、「宿泊税納入申告書（宿泊税月計表）」の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類、保存しておくべき関係書類については、次のとおり定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿（5年間保存） <p>宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの。なお、上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類（2年間保存） <p>宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの。</p> <p>※保存期間の始期は、市宿泊税条例に規定されていますが、「宿泊税特別徴収義務者の手引き」にも記載していますのでご確認ください。</p>
Q11	宿泊税を管理するにあたって、現在作成している帳簿等とは別に新たに宿泊税用の帳簿等を作成する必要はありますか。
A11	現在作成されている帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等）において、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額等の記載事項が網羅されていれば、新たに作成する必要はございません。
Q12	OTA等サイト掲載の例文は市から示されるのですか。また、宿泊税の周知はいつから行えばよいのですか。
A12	<p>OTA等の掲載文については、以下の例をご参考ください。また、総務省の同意を得た後に、周知を始めてください。</p> <p>【例1】</p> <p>2026年10月1日より、盛岡市内の宿泊施設にご宿泊される方に対して、ご宿泊されるお客様お一人様につき1泊200円の宿泊税が課税されます。</p> <p>ご予約いただきました料金とは別に、宿泊税をお支払いいただくことについて、何卒ご理解ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【例2】</p> <p>盛岡市では、令和8年10月1日より宿泊税を導入します。プラン代金に宿泊税が含まれますので、予めご了承ください。</p> <p>税額は、1人1泊につき200円です。</p>
Q13	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。宿泊事業者が説明するとき

	に使えるような広報物がありますか。
A13	<p>宿泊税の周知については、宿泊者に円滑に宿泊税を納入いただくために、宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのチラシの作成など、宿泊税の周知を徹底します。</p> <p>なお、これらの広報物については、日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、タイ語の6か国語に対応するものを準備する予定です。</p> <p>また、広報資材は市ホームページにも掲載する予定なので、ぜひご利用ください。</p>
Q14	広報物にはどのような種類がありますか。
A14	ポスター（A2）、チラシ（A4）、三つ折りリーフレット、卓上ポップ、バナー等を作成する予定です。